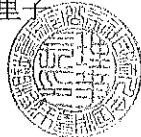


平成25年10月24日

有限会社 C o o & R I K U
代表取締役 大久保 延子 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 吉川 萬里子



ご連絡

当協会より、貴社宛に、平成25年7月31日付にて、貴社のペット売買契約書について、改めて見直しを求める文書をお送りさせていただきました。

同書面においては、平成25年8月31日までに、ご回答を得たい旨記載させていただいておりましたが、未だに、貴社からはご回答がありません。

本書をもちまして、改めて、上記平成25年7月31日付の文書に対するご対応及びご回答を要請いたしますので、平成25年11月5日までにご回答くださいますよう、重ねて申し入れます。

もとより、当協会から貴社への申し入れに関しましては、平成24年11月16日付回答において、[REDACTED]法律事務所の[REDACTED]弁護士が代理人として対応される旨、ご通知いたしました。そこで、当協会の平成25年7月31日付「ご連絡」も、[REDACTED]法律事務所の[REDACTED]弁護士宛に送付しております。

ところが、回答期限である同年8月31日を過ぎてもご回答がないため、当協会は、[REDACTED]弁護士に問合せをいたしました。その結果、[REDACTED]弁護士から、貴社との委任契約は切れており、7月31日付「ご連絡」は貴社に渡したと伺いました。その後、[REDACTED]弁護士から何度か貴社に連絡が取られ、最終的に、貴社は[REDACTED]弁護士に「自分たちで回答する」とのお話をされたとのご連絡をいただきました。なお、同年10月4日、[REDACTED]弁護士より「業務終了のご連絡」が当協会に届きました。

当協会は、[REDACTED]弁護士を通して貴社に対し再三ご連絡をさせていただいておりますが、貴社からは今日に至るまで、何らのご回答がいただけておりません。

この間の経過は、事業者の対応として極めて不誠実であり、当協会といたしましては、貴者の管理体制に重大な懸念を抱かざるを得ません。

本書をもちまして、改めて当協会の平成25年7月31日付「ご連絡」に対するご回答を求めますとともに、この間の経過について、貴社にご説明を求めたいと存じます。

ご確認並びにご検討の上、ご回答ください。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを重ねて申し添えます。

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-5614-0543 FAX: 03-5614-0743